

別堀地区市民農園ご利用案内

～澄んだ青空の下、家族揃って安全で新鮮な野菜作りをしてみませんか～

<農園概要>

- 1 開設主体……………小田原市
- 2 所在地……………別堀10
- 3 区画数……………30区画
- 4 区画面積及び利用料……………20㎡=30区画/4,000円

<利用案内>

- 1 開園時間……………日の出から日没まで、毎日ご利用できます。
- 2 駐車場……………車は農園内の入口部分に置くことができますので、お互いに譲り合ってください。なお、農園内での事故等の責任については一切負いかねますので、予めご了承ください。
- 3 農機具……………特に貸し出しはありません。
- 4 水 利……………特にありません。

<利用上の注意>

- 1 車両の駐車はすべて農園内の指定された場所を利用し、これ以外の場所には駐車しないでください。
- 2 栽培できる作目は、野菜及び草花で利用期間内に栽培が終了するものに限りです。また、農園内に温室などの工作物を設置しないでください。
- 3 雑草は、特に夏場など、一つの畑で雑草が繁茂すると種子が飛散して周囲の畑にも広がってしまいます。雑草の繁茂は風通しを悪くして、農作物の生長に影響を与えます。ご自身の畑の管理のほか、接する園内道の除草にもご協力をお願いいたします。
- 4 雑草、野菜屑は畑の中にすきこむか、市指定の「燃せるごみ」袋に入れて出してください。
- 5 農園内は低農薬、無農薬栽培を原則とし、みだりに効き目の強い農薬を散布しないでください。
- 6 農園を利用する権利を無断で他人に譲ったり、貸したりしないでください。無断譲渡、転貸が明らかになったときは、それ以後の農園の利用は認めません。